

自動車運転代行業の認定等に関する事務取扱要領の制定 について

(平成14年7月11日例規交企第47号)

この度、別添のとおり「自動車運転代行業の認定等に関する事務取扱要領」を定めたので適正な運用を図らりたい。

別添

自動車運転代行業の認定等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の認定等に関する事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

自動車運転代行業の認定等に関する事務については、次に掲げる法令等その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）
- 2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）
- 3 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）
- 4 自動車運転代行業の認定等に関する規程（平成14年県公委規程第10号。以下「規程」という。）

第3 用語の定義

この要領において使用する用語は、法、政令、規則及び規程において使用する用語の例による。

第4 認定等処理簿への記載

署長は、自動車運転代行業の認定の申請又は変更若しくは廃業等の届出に係る事務を処理した場合には、認定等処理簿（様式第1号）に必要な事項を記載するとともに、関係書類を保管しておかなければならない。

第5 認定

1 認定申請書の受理

署長は、認定申請書（規則別記様式第1号）が提出された場合は、当該認定申請書の記載事項を確認し、不備がないときはこれを受理するとともに、申請者から手数料を徴収するものとする。この場合において、認定申請書に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

2 調査

署長は、前記1の規定により認定申請書を受理したときは、許認可等の事務に係る身上照会書等の取扱いについて（平成17年例規環第51号）2及び3の規定により当該申請者が法第3条各号のいずれかに該当するか否かについて調査し、その結果を認定調査結果票（様式第2号）に記載するものとする。

3 県本部への報告

署長は、前記2の調査結果を認定に関する調査報告書（様式第3号）に認定申請書、認定調査結果票、申請者から提出された添付書類及び身上調査に係る書類全てを添えて県本部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

4 審査

交通企画課長は、前記3の規定により報告を受けたときは、別に定める審査基準に基づき審査するものとする。

5 静岡県知事との協議

交通企画課長は、前記4の審査の結果を踏まえ、当該申請に係る認定の可否について、認定に関する協議書（規程様式第3号）により静岡県知事に協議し、その同意を得るものとする。

6 認定又は認定拒否の決定

交通企画課長は、前記5の規定により静岡県知事の同意が得られたときは、認定の可否の決裁を受け、その結果を認定に関する結果回答書（様式第4号）により申請を受理した署長に回答するものとする。この場合において、認定のときにあつては認定通知書（規程様式第1号）を、認定拒否のときにあつては認定に関する通知書（規程様式第2号）を添付するものとする。

7 認定又は認定拒否の通知

署長は、前記6の規定により回答を受けたときは、直ちに当該申請者に対し、認定通知書又は認定に関する通知書を送付することによりその旨を通知するものとする。この場合において、認定等処理簿の「認定申請」欄に所要事項を記載しておくものとする。

第6 認定の取消し

1 県本部への報告

署長は、自動車運転代行業者について、法第7条第1項各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、自動車運転代行業に関する処分報告書（様式第5号。以下「処分報告書」という。）に疎明資料を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

2 審査

交通企画課長は、前記1の規定により報告を受けたときは、別に定める処分基準に基づき審査するものとする。

3 静岡県知事との協議

交通企画課長は、前記2の審査の結果、認定を取り消そうとするときは、認定取消しに関する協議書（規程様式第5号）により静岡県知事に協議し、その同意を得るものとする。

4 聴聞

交通企画課長は、前記3の規定により静岡県知事の同意が得られたときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところにより当該自動車運転代行業者に対し聴聞を行うものとする。

5 認定の取消しの決定

交通企画課長は、前記4の聴聞の結果を踏まえ、認定の取消しの可否の決裁を受け、その結果を自動車運転代行業に関する処分回答書（様式第6号。以下「処分回答書」という。）により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、認定を取り消すときは、認定取消処分通知書（規程様式第4号）を添付するものとする。

6 認定の取消しの通知

署長は、認定取消処分通知書が送付されたときは、これを当該自動車運転代行業者に送付し、その旨を交通企画課長に報告するものとする。

第7 変更（書換え）

1 変更届出書の受理

- (1) 署長は、変更届出書（規則別記様式第3号）が提出された場合は、当該変更届出書の記載事項を確認し、不備がないときはこれを受理するものとする。この場合において、変更届出書に不備があるときは、届出者に補正を求めるものとする。
- (2) 署長は、前記(1)の場合において、管轄区域を異にした主たる営業所の所在地の変更に係る届出を受けたときは、その旨を変更前の主たる営業所の所在地を管轄する署長に通報するものとし、通報を受けた署長は、当該自動車運転代行業者の指導監督に必要な書類等を送付するものとする。

2 調査

署長は、前記1の規定による届出が、法人の新たな役員の就任に係るものであるときは、第5の2の規定に準じて調査すること。

3 県本部への報告

署長は、前記1の規定により変更届出書を受理したときは、変更・廃業等受理報告書（様式第7号。以下「変更等受理報告書」という。）に変更届出書、届出者から提出された添付書類並びに認定調査結果票及び身上調査に係る書類（調査した場

合に限る。)を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

4 静岡県知事への通知

交通企画課長は、前記3の規定により報告を受けたときは、変更事項等を確認し、変更の届出があった旨を変更届出に関する通知書(規程様式第6号)により静岡県知事に通知するとともに、変更・廃業等受理回答書(様式第8号。以下「変更等受理回答書」という。)により届出を受理した署長に回答するものとする。

5 認定等処理簿への記載

署長は、前記4の規定により回答を受けたときは、認定等処理簿の「その他届出」欄に所要事項を記載しておくものとする。

6 変更に係る他の都道府県公安委員会への通知等

交通企画課長は、都道府県公安委員会の管轄区域を異にした主たる営業所の所在地の変更に係る報告を受けたときは、その旨を変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。また、他の都道府県公安委員会から都道府県公安委員会の管轄区域を異にした主たる営業所の所在地の変更に係る通知を受けたときは、当該自動車運転代行業者の指導監督に必要な書類等を送付するものとする。

第8 廃棄等

1 廃業等届出書の受理

署長は、廃業等届出書(規則別記様式第4号)が提出された場合は、当該廃業等届出書の記載事項を確認し、不備がないときはこれを受理するものとする。この場合において、廃業等届出書に不備があるときは、届出者に補正を求めるものとする。

2 県本部への報告

署長は、前記1の規定により廃業等届出書を受理したときは、変更等受理報告書に廃業等届出書を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

3 静岡県知事への通知

交通企画課長は、前記2の規定により報告を受けたときは、廃止の事由等を確認し、廃業等届出書の提出があった旨を廃業等の届出に関する通知書(規程様式第7号)により静岡県知事に通知するとともに、変更等受理回答書により届出を受理した署長に回答するものとする。

4 認定等処理簿への記載

署長は、前記3の規定により回答を受けたときは、認定等処理簿の「その他届出」欄に所要事項を記載しておくものとする。

第9 報告及び立入検査

1 報告及び立入検査の範囲

交通企画課長又は署長は、必要と認めるときは、法の目的の範囲内において、自動車運転代行業を営む者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。この場合において、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合は、これによるものとする。

なお、立入検査を実施する場合には、静岡県担当部局と緊密な連携を図り、原則として共同で検査を実施するものとする。

2 立入検査の事由

立入検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 新たに自動車運転代行業を開始したとき。
- (2) 法、道路交通法（昭和35年法律第105号）又は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に違反した場合において、その後の状況を確認するとき。
- (3) 法又は規程に基づき、注意、指示又は営業停止命令を行った場合において、その後の状況を確認するとき。
- (4) その他交通企画課長又は署長が必要と認めるとき。

3 立入検査実施者の指定

交通企画課長又は署長は、立入検査を実施するときは、自所属の職員（署にあっては原則として交通（地域交通）課員）の中から立入検査を行う者（以下「立入検査実施者」という。）を指定するものとする。この場合において、署長は、立入検査実施者を交通企画課長に報告するものとする。

4 身分証明書の交付

交通企画課長は、前記3の規定により指定された立入検査実施者に対し、身分証明書（規程様式第8号）を交付するものとする。

5 立入検査等の実施結果報告

署長は、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行ったときは、その結果を立入検査等実施結果報告書（様式第9号）により、交通企画課長に報告するものとする。

第10 指示等

1 県本部への報告

署長は、法第22条第1項の規定による指示又は規程第7条第3項の規定による注意（以下「指示等」という。）をする必要があると認めるときは、処分報告書に疎明資料を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

2 指示等の決定

交通企画課長は、前記1の規定により報告を受けたときは、別に定める処分基準に基づき審査するものとする。この場合において、指示のときは、聴聞規則に定めるところにより当該自動車運転代行業者に対し弁明の機会を付与するものとする。

3 署への回答

交通企画課長は、前記2の規定により決定した結果を処分回答書により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、指示を行うときには指示書（規程様式第9号）を、注意を行うときには注意書（規程様式第11号）を添付するものとする。

4 指示等の通知

署長は、指示書又は注意書が送付されたときは、これを当該自動車運転代行業者に送付し、その旨を交通企画課長に報告するものとする。

5 静岡県知事への通知

交通企画課長は、指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書（規程様式第10号）により静岡県知事に通知するものとする。

6 静岡県知事からの指示をした旨の通知に対する措置

交通企画課長は、静岡県知事から指示をした旨の通知があったときは、当該指示に係る自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に対し、処分回答書に当該指示に係る書類の写しを添えて通知するものとする。

第11 営業停止命令

1 県本部への報告

署長は、法第23条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止を命令する必要があると認めるときは、処分報告書に疎明資料を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

2 審査

交通企画課長は、前記1の規定により報告を受けたとき又は法第23条第2項の規定により静岡県知事から営業停止命令の要請があったときは、別に定める処分基準に基づき審査するものとする。

3 静岡県知事との協議

交通企画課長は、前記2の審査の結果、営業停止命令を行おうとするとき（静岡県知事からの要請に係るものを除く。）は、営業停止命令に関する協議書（規程様式第13号）により静岡県知事に協議し、その同意を得るものとする。

4 弁明の機会の付与

交通企画課長は、前記3の規定により静岡県知事の同意が得られたとき（静岡県知事からの要請に係るものにあつては、前記2の審査の結果、営業停止命令を行おうとするとき）は、聴聞規則に定めるところにより当該自動車運転代行業者に対し弁明の機会を付与するものとする。

5 営業停止の決定

交通企画課長は、前記4の弁明の結果を踏まえ、営業停止の可否の決裁を受け、その結果を処分回答書により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、営業停止命令を行うときは、営業停止命令書（規程様式第12号）を添付するものとする。

なお、静岡県知事からの要請に係るものについて営業停止命令を行うときは、その旨を静岡県知事に通知するとともに、処分回答書に営業停止命令書その他参考書類を添えて当該営業停止命令に係る自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に通知するものとする。

6 営業停止命令の通知

署長は、営業停止命令書が送付されたときは、これを当該自動車運転代行業者に送付し、その旨を交通企画課長に報告するものとする。

第12 営業廃止命令

1 県本部への報告

署長は、法第24条第1項の規定による営業の廃止を命令する必要があると認めるときは、処分報告書に疎明資料を添えて交通企画課長に報告するものとする。この場合において、署長は、交通企画課長に報告する書類の写しを保存すること。

2 審査

交通企画課長は、前記1の規定により報告を受けたときは、別に定める処分基準に基づき審査するものとする。

3 静岡県知事との協議

交通企画課長は、前記2の審査の結果、営業廃止命令を行おうとするときは、営業廃止命令に関する協議書（規程様式第15号）により静岡県知事に協議し、その同意を得るものとする。

4 弁明の機会の付与

交通企画課長は、前記3の規定により静岡県知事の同意が得られたときは、聴聞規則に定めるところにより当該自動車運転代行業を営む者に対し弁明の機会を付与するものとする。

5 営業廃止の決定

交通企画課長は、前記4の弁明の結果を踏まえ、営業廃止の可否の決裁を受け、その結果を処分回答書により処分報告書を送付した署長に回答するものとする。この場合において、営業廃止命令を行うときは、営業廃止命令書（規程様式第14号）を添付するものとする。

6 営業廃止命令の通知

署長は、営業廃止命令書が送付されたときは、これを当該自動車運転代行業を営む者に送付し、その旨を交通企画課長に報告するものとする。

第13 処分移送通知書の送付等

- 1 交通企画課長は、指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行おうとする場合において、当該処分に係る自動車運転代行業を営む者が主たる営業所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、弁明の機会の付与を終了している場合を除き、速やかに現に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に処分移送通知書（規則別記様式第6号）を送付しなければならない。
- 2 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付を受けたときは、第10から第12までの規定に定めるところにより処理するものとする。

第14 自動車運転代行業管理システムへの登録等

- 1 交通企画課長は、この要領の規定により処理した事項について、自動車運転代行業管理システムへ登録し、その出力情報を保存するとともに、署長に送付するものとする。
- 2 署長は、前記1の規定により出力情報の送付を受けたときは、これを保存するものとする。

第15 安全運転管理者等の事務の取扱い

自動車運転代行業者に係る安全運転管理者及び副安全運転管理者の事務の取扱いについては、静岡県道路交通法施行細則（昭和35年県公委規則第7号）及び安全運転管理者等に関する事務取扱要領の制定について（昭和54年甲通達運一第2号）に定めるところによる。